

第2章 学校施設の複合化の在り方**1. 基本的な考え方**

学校設置者は、学校施設の複合化に当たり、地方公共団体の公共施設関係部局と連携し、教職員、児童生徒、保護者や地域住民の意見を取り入れつつ、地域の実情や以下のことを踏まえ実施することが重要である。

この学校施設の複合化の検討を通じて、保護者や地域住民などの関係者と共に、学校や地域の課題を共有し、その解決に向けて検討していくことは、質の高い学校教育環境の実現、さらには、地域コミュニティの形成、ひいては、地域の振興・再生へとつながっていくものである。

①学校教育環境の質の向上

学校施設の複合化に当たっては、第一に教育内容・方法等の多様化を可能とするなど学校教育環境の質の向上に資するものであることが重要である。また、従来の個別の学校施設の整備では困難であった諸機能について、その機能を保有する他の公共施設等との複合化により共有し、有効に学校教育活動において利活用できる施設計画とすることが重要である。

②児童生徒と幼児や高齢者など多様な世代との交流

学校施設の複合化に当たっては、児童生徒が、幼児への思いやりや高齢者への尊敬と感謝の気持ちを育むなど、豊かな情操と道徳心を培う観点から、児童生徒が幼児や高齢者など多様な世代と交流したり、互いに活動する様子を目にすることで繋がりを感じたりできる施設計画とすることが重要である。このことは、幼児にとっては、児童生徒へのあこがれを、高齢者にとっては、生きがいや健康づくりにも寄与する観点からも重要である。

③学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成

学校施設と社会教育施設等との複合施設は、地域住民など多様な人々が集い、学習することなどを通じて、多様な主体によるネットワークを構築し、地域の絆をつくり上げていくコミュニティの拠点としての役割が求められていること等から、学校施設と複合化した社会教育施設等との事業連携や、地域住民等が学校教育活動に参画することなどを見据えた施設計画とすることが重要である。また、児童生徒にとって、地域住民等が学習する様子を目にすることで生涯にわたって学んでいくことの大切さを感じることができ施設計画とすることも重要である。

④効果的・効率的な学校施設の複合化

地方公共団体が建設した公共施設が大量に更新時期を迎える一方で、財政は依然として厳しい状況にある。また、人口減少により今後の公共施設の需要の変化に応じて域内の施設全体の最適化を図っていく必要がある。

一方、公共施設の約4割を学校施設が占めており、その学校施設の多くは、児童が

(骨子案)

40 徒歩や自転車でも通うことができる位置に立地し、構造体としても耐震対策がなされ堅
41 牢であること等からも公共建築ストックとして有効な資源でもある。このため、地域の実
42 情を踏まえて、既存学校校舎や余裕教室を活用することを検討した上で、学校施設と
43 他の公共施設等との複合化を計画することも重要である。

44

2. 域内の学校施設の計画に関する留意事項

(公共施設関係部局との学校施設の老朽化状況など施設情報の共有)

47 地方公共団体においては、平成26年4月の総務省からの要請に基づき、域内のイン
48 フラ全体における整備の基本的な方針として「公共施設等総合管理計画」を策定するこ
49 ととされ、併せて、同計画との整合性を図りつつ、域内の学校施設の長寿命化計画(個
50 別施設計画)を策定することとされた。

51 なお、学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)の策定に当たっては、「学校施設
52 の長寿命化計画策定の手引(平成27年4月文部科学省)」が参考となる。

53

54 また、学校設置者は、学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)の策定を通じて、
55 域内の学校施設の老朽化状況等を把握し、公共施設関係部局とさらなる連携を深め、
56 公共施設に係る情報の共有を図るとともに、公共施設関係部局と共に本報告で示した
57 学校施設の複合化の基本的考え方や設計・計画上の留意事項を十分把握した上で、
58 学校施設の複合化という選択をすることが重要である。

59

(学校施設との複合化に適した施設の検討)

61 学校施設と他の公共施設等との複合施設は、児童生徒や地域住民等の学習の場
62 にふさわしい環境に置かれることが不可欠であり、学校施設と複合化される対象施設とし
63 ては、学校施設との機能的な連携や空間的な一体化が可能で、学習環境の質の向上
64 につながるものを選択する必要がある、学校教育活動等に障害をもたらし、学習環境に
65 悪影響を及ぼすものを選択することは望ましくない。

66

67 また、必ずしも学習環境に悪影響をもたらすことのない施設であっても、その施設機
68 能が学習環境の質の向上に寄与しない施設との合築は、学校教育活動の今後の進展
69 等をも考慮して特に慎重に対処することが望ましい。

70 (具体例:秦野市、さいたま市)

71

72

3. 個別の学校施設の複合化に関する留意事項

(1) 施設計画・設計上の留意事項

(複合施設の基本的事項の検討)

76 児童生徒数の将来の動向や教育方法等の変化等について予測・分析するとともに、
77 地域特性、立地条件、既存学校施設の活用等を踏まえ、施設の種類、規模、計画諸室、
78 利用形態その他の基本的な事項について基本構想及び基本計画の段階において十
79 分かつ適切に検討することが重要である。

(骨子案)

80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119

(合意形成)

学校施設が他の公共施設と複合化するということは、互いに一定の敷地や空間等を相互利用・共同利用するものであることから、その計画段階から、事前に各施設の関係者の十分な理解と合意を得ておく必要がある。また、その具体的な計画立案に際しても、教育委員会だけでなく、公共施設に係る関係部局、学校関係者、地域住民等の関係者間で意見交換を行い、理解を得ながら施設計画の内容を検討し、事前に十分な合意を形成しておくことが重要である。

(配置計画)

複合化される学校施設と他の公共施設等におけるそれぞれの活動が相互に支障なく行われ、かつ、施設間での相互利用・共同利用が円滑に行われるためには、複合化される各施設の専用部分及び共同利用部分の配置計画を、その敷地条件、施設種類、施設規模、利用形態等に留意して適切に策定することが重要である。

特に、共同利用部分については、各施設の利用者が十分に利用できるよう、その空間構成、規模、各専用部分との連絡等に配慮すること、また、専用部分についても他の施設との相互利用を考慮に入れた配置計画とすることが重要である。

さらに、学校施設専用部分については、地域住民に開放する部分及び学校教育にのみ利用を限定する部分の配置を、学校教育活動への影響をも考慮しながら適切に計画することが重要である。

(空間構成)

複合施設においては、立体化等により空間構成が複雑となる結果、各施設のそれぞれの機能に支障を来す場合もあり得る。このため、複合化される各施設を施設ごとに一体として配置し、機能的にも分断されることのない空間構成とする必要がある。

すなわち、各施設の専用部分は平面的かつ立体的にできるだけまとめて計画することが重要であり、特に学校施設については、学校教育上、特に教室等の居室部分と運動場その他の屋外環境部分との一体性を確保することが重要である。さらに、建物を高層化する場合は、校庭等の屋外までの経路が長くなることも想定されるため、屋上や校舎内に十分な運動スペースや避難経路の確保等に留意し教育環境を損なわない計画とすることが重要である。

(居室環境)

複合施設については、単独施設の場合よりも施設の規模が大きくなることが多く、室数や階数等も増加する傾向がある。このため、施設設計自体が複雑なものとなり、教室その他の居室の居住性が損なわれる場合もあり得る。従って、成長過程にある児童生徒等にとって良好な学習環境を保持するためには、各室の明るさや、温度、湿度、面

(骨子案)

120 積、形態、構造等に留意して整備することが重要である。

121

122 また、各施設の諸活動に伴い発生する騒音、振動等が他の施設の機能に影響を及
123 ぼすことがある。このため、例えば、他の公共施設等の活動から発生する騒音等が学
124 校教育活動に影響を与えないよう、また、逆に、学校施設の音楽室や運動場等から発
125 生する騒音等が他の公共施設等の諸活動に影響を与えないよう配慮して計画すること
126 が重要である。

127

128

129 (2)施設管理上の留意事項

130 複合施設においては、各施設間の相互利用・共同利用が活発となることから、各施
131 設ごとに利用形態が多様化し、利用の長時間化等が進むこととなる。このため、学校の
132 教職員をはじめとする各施設の職員に過度の負担がかかることのないよう、施設計画
133 の初期の段階から、施設管理の責任について、各施設所管部局と調整し明確にした
134 上で、利用内容に応じた総合的な施設管理が可能な組織や運営方法を検討し整備し
135 ていくことが重要である。

136

137 (各施設の利用条件等や施設管理の役割分担の明確化)

138 複合化される各施設間の相互利用・共同利用を円滑に進めるためには、各施設の
139 設置条件やその施行規則等において、利用内容や利用条件に応じた規定を整備す
140 る必要がある。また、各施設ごとの管理の役割分担については、事務の委任等の必要
141 な手続きを行い、権限と責任の所在を明確にしておくことが重要である。

142

143 (各施設間の連絡協議のための組織の設置)

144 複合化される各施設の諸活動が相互に支障なく、かつ、円滑に実施されるためには、
145 施設間の相互利用・共同利用、利用時間帯の調整、共同利用部分の維持管理、共通
146 事務の処理等について、複合施設全体として十分な調整が行えるよう、各施設の責任
147 者、実務担当者等から構成される連絡協議組織を設置し、定期的又は随時の情報・
148 意見の交換、連絡・協議等を行うことが重要である。

149

150 また、各施設に共通する事務、具体的には施設・設備の維持保全、空調調和・電気
151 その他の機器設備の管理運転、家具・調度その他の物品管理、施設使用料の受入れ、
152 施設の使用申込みの受付や利用相談への対応等を一元的に処理することも有効であ
153 る。

154

155 (施設利用者の意見の反映)

156 学校施設と他の公共施設等との複合施設は、地域コミュニティの拠点となることが期
157 待されていることから、各施設の利用条件等について利用者の意見を反映するなど、
158 利用しやすいものとすることが重要である。

159

(骨子案)

(各施設の専用部分や共同利用部分の管理区分の明確化)

複合施設においては、複合化される学校施設その他の公共施設等の専用部分、共同利用部分の各施設間における管理区分を明らかにし、特に共同利用部分における管理責任の所属を明確にすることが重要である。また、専用部分及び共同利用部分の管理区分については、面的な区分だけではなく時間帯による区分も検討するとともに、屋外環境・屋外設備等についてもその管理区分を明確にすることが重要である。

(施設ごとの会計区分を踏まえた電気・ガスなど設備系統区分への配慮)

複合施設においては、各施設ごとに会計区分を明らかにし、かつ、光熱水等のエネルギーを効率的に使用することが求められることから、電気、電話、ガス、上下水道等の使用量を各施設ごとに把握するとともに、空気調和、照明等の建築設備を区分別に運転できるようにしておくこと等が望ましい。このため、建築設備の設計に当たっては、学校施設及び他の公共施設等の専用部分及び共同利用部分について、それぞれ別々に配線、配管等の系統を設定することや、電力量計、量水器、課金装置等の計量機器を系統ごとに設置すること等について、経済性をも考慮しながら実施することも有効である。

(施設管理業務の外部委託)

複合化される各施設を効率的に管理するため、清掃、警備等の業務は、必要に応じて民間企業等に委託することも考えられるが、この場合においても、各施設の施設機能に支障が生じないように、各施設の関係者の意向を十分反映し、その利用形態に対応した内容の委託契約を締結することも有効である。

(3)安全性の確保

(事故防止)

複合施設においては、共同利用部分はもちろん、専用部分についても相互利用により児童生徒、地域住民等の多様な人々が利用することとなるので、建物の各部の設計に当たり細部に至るまで、けがの発生の防止等、その利用形態に対応した安全性を確保することが重要である。

(具体例:小倉小、美南小)

(防犯機能の確保)

複合化される学校施設と他の公共施設等とは、利用者、利用方法、利用時間帯等の利用形態がそれぞれ異なることから、防犯上の様々な配慮が必要とされる。特に、外部からの来訪者を確認できるよう、敷地内や建物内、外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるよう視認性を確保するとともに、敷地や建物など、どの範囲をどう守るのかという領域性に留意した施設計画とすることが重要である。例えば、施設の出入口の周辺に受付やモニターテレビ等を設け外来者等の出入りが把握できるよう設計すること、必要に応じて機械設備による防

(骨子案)

200 犯システムを導入し窓等の状態監視・施錠管理等を適切に行うこと、エレベータ
201 の扉にガラス窓を設け密閉性を排除すること等が必要である。

202 (具体例：志木小、宇ノ気中)

203

(防災機能の確保)

205 複合施設は、児童生徒、地域住民等による多様な利用に供するだけでなく、まとまっ
206 た敷地と多人数を収容できる建物空間を持つ場合が多いことから、地域の避難所等と
207 しての役割を担うことが求められる。従って、地震、火災、風水害等の災害に対して十
208 分な安全性を確保できるよう設計する必要がある。具体的には、建物構造に関する強
209 度等の適切な設定、仕上材料の防災性能の向上、防災監視システムの導入等の防災
210 機能の向上に努めることが重要である。また、家具等の転倒や各種の落下物等による
211 二次的な被害の防止にも留意した設計とすることが重要である。

212

(適用法令の確認と遵守)

214 複合化される学校施設と他の公共施設等とは、それぞれ適用法令が異なる場合も
215 多いことから、これらの法令の適用関係を適切に把握し設計する必要がある。例えば、
216 学校施設と他の公共施設等との間で、施設の計画、構造、設備等について、建築基
217 準法や消防法等の適用規定がそれぞれ異なる場合、少なくとも共同利用部分につい
218 ては、より厳格な規定を準用して設計することが重要である。

219 (具体例：砧南中)

220

(総合的な防犯・災害対策の確立)

222 複合施設は、各施設ごとに設置目的や利用者、利用方法、利用時間帯等の利用形
223 態が異なるため、複合施設全体の防犯体制の確立、火災、地震その他の災害時の対
224 応等に総合的な観点からの一層の配慮が必要である。具体的には、各施設からの避
225 難のための動線の明示、また、複合施設全体としての災害時の避難計画その他の防
226 災計画の策定や共同防災訓練の実施等が重要である。